

函館市契約条例施行規則等の改正について

1 改正の理由

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号および別表第5が改正（令和7年3月28日公布，同年4月1日施行）された。

これに伴い、本市の契約条例施行規則および関連する要綱等に規定する，随意契約によることができる場合の限度額等を同施行令に合わせ改正した。

2 改正の概要

（1）契約条例施行規則

ア 随意契約によることができる場合の限度額（第30条の2）

契約の種類	改正前	改正後
(1)工事または製造の請負	130 万円	200 万円
(2)財産の買入れ	80 万円	150 万円
(3)物件の借入れ	40 万円	80 万円
(4)財産の売払い	30 万円	50 万円
(5)物件の貸付け（※変更なし）	30 万円	30 万円
(6)前各号に掲げる以外のもの	50 万円	100 万円

イ 既納部分払（第33条）および部分払（第44条）

契約の種類	改正前	改正後
財産の買入れ（第33条）	80 万円	150 万円
工事請負契約（第44条）	130 万円	200 万円

（2）契約条例施行規則の一部改正に伴い，一部改正した要綱・要領

（対象となる予定価格の改正）

ア 函館市条件付き一般競争入札要綱（第2条第1項）

イ 函館市事後審査型条件付き一般競争入札要領（第2条第1項）

ウ 函館市建設工事最低制限価格制度実施要領（第2条第1項）

エ 函館市測量ならびに建設工事に係る調査および設計業務最低制限価格制度実施要領（第2条第1項）

オ 函館市業務委託最低制限価格制度実施要領（第2条第1項）

3 施行日

令和7年10月1日

（施行日以降に入札公告または指名通知等を行うものから適用する。）